

米国で「シリコンバレーバンク」が経営破綻

- ・先週金曜日にスタートアップ企業との取引で知られるシリコンバレーバンク (SVB)が経営破綻しました。
- ・週末の12日に連邦準備制度理事会 (FRB)、財務省、連邦預金保険公社 (FDIC) がSVBの預金全額を保護するプログラムを発表したことによって、目先、本件が銀行業界全体のシステミックリスクに拡大するシナリオは回避され则认为します。

スタートアップに特化した特殊なビジネスモデルが背景

米カリフォルニア州を本拠地とし、シリコンバレーのスタートアップとの取引で知られるSVBの破綻の背景となったのは、FRBによる急速な利上げとITスタートアップ企業の資金不安です。SVBはスタートアップから資金(預金)を集め、それを企業への融資とともに国債などの有価証券に投資することで業容を拡大してきました。しかし、FRBの利上げによってベンチャーキャピタル・プライベートエクイティを取り巻く環境が急激に悪化し、シリコンバレーのスタートアップの資金繰りが困窮しました。そして、株式で資金調達ができなくなったスタートアップはSVBに預けていた預金をおろして運転資金に充てる動きを加速させました。SVBはこれらの資金需要に応えるためにFRBの利上げで大幅に値下がりした有価証券(債券)の売却を迫られ、多額の損失実現を余儀なくされました。その結果、市場や預金者の中で不安が不安を呼び、取り付け騒ぎに至ったものです。その後、日本時間の月曜日にニューヨーク州のシグネチャー銀行が同様の懸念から業務停止命令を受けました。

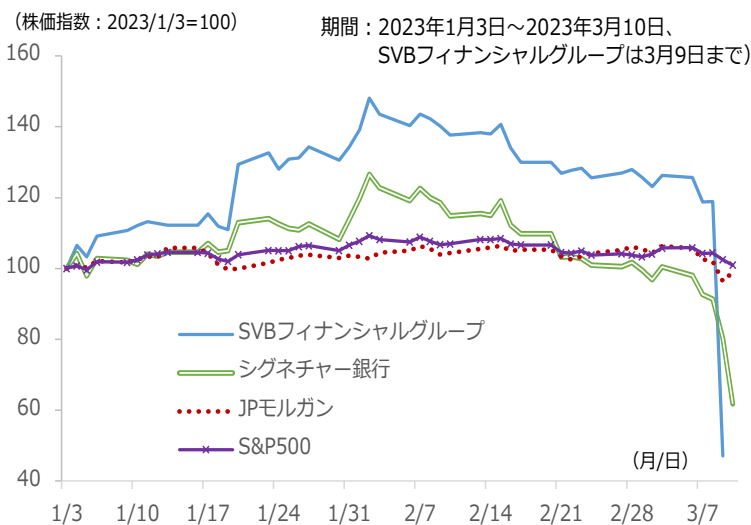
今後の予想

株式市場の今後の動きを占うには、市場が同行の破綻をスタートアップとの取引に特化した特殊ケースと考えるか、銀行業界全体のシステミックリスクの始まりと捉えるかが重要です。JPモルガンなどバランスシートの強い大手行の株価下落は限定的です。週末の12日にFRB、財務省、FDICがSVBの預金全額を保護するプログラムを発表したことによって、目先、システミックリスクに拡大するシナリオは回避され则认为します。

本日の米国株式市場はこの救済策の発表を受けて上昇して始まるのが想定されます。しかし、預金の全額保護はモラルハザードを招くとの批判を招く可能性があり、中期的には預金で集めた資金を融資ではなく有価証券(特に金利上昇に敏感な長期債)へ投資していた銀行には注意が必要です。また、シリコンバレーのスタートアップに株式を提供してきたベンチャーキャピタル、プライベートエクイティ、さらに彼らに資金を供給してきたハイイールド社債市場の動きからも目が離せません。

以上(マルチアセット運用部 調査部)

図表1 米国の銀行株の推移



(注) SVBフィナンシャルグループはシリコンバレーバンクの持株会社

(出所) Bloombergのデータより岡三アセットマネジメント作成

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- ・ 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料: 購入金額 (購入価額 × 購入口数) × 上限3.85% (税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額: 換金時に適用される基準価額 × 0.3% 以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担: 純資産総額 × 実質上限年率2.01762% (税抜1.8342%)
※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用: 純資産総額 × 上限年率0.0132% (税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号: 岡三アセットマネジメント株式会社
 事業内容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
 登 録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号
 加入協会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)